

令和6年1月の大雪による被害からの復旧支援について ～農業者等営農継続緊急支援事業～

令和6年1月24日から的大雪により、パイプハウスに多大な被害が発生したことから、一日も早い経営再開に向けた取組を支援を行います

1 事業内容

■対象と補助率

対 象	補 助 率
パイプハウス復旧支援事業 ・対象作物 野菜、果樹、花き ・対象経費 パイプハウスの復旧・撤去 (ビニール破れ含む、ただし材料費のみ)	【復旧費用】 施設共済等加入ハウス : 1 / 2 以内 施設共済等未加入ハウス : 3 / 10 以内 【撤去費用】 1 / 2 以内 (事業費上限 290 円 / m ²) ※いずれも消費税は補助対象外

■主な採択要件・復旧の条件

- ▶ 農林水産業被害報告書取りまとめ要領に基づき府に報告されていること
- ▶ 復旧ハウスは被災前と同種、同規模、同機能のものとする
- ▶ 災害対策のための補強（タイバー、クロスいずれか）を行うこと
- ▶ 再建したハウスは、園芸施設共済等に加入すること（ビニール破れ含む）

2 申請の流れ

- ①事業実施主体で申請書を作成
- ②在住の市町村窓口へ提出
- ③市町村でとりまとめ、府へ申請

3 申請締切 (各広域振興局着)

第1次：令和6年4月30日（火）
最 終：令和6年8月30日（金）